

「インド：対外商業借入(ECB)の規制緩和を発表」

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

9月4日、インド中銀は、対外商業借入(ECB)の規制緩和を発表。7年超であれば、「general corporate purpose (設備投資以外の目的)」の使用についても、認可ルートで認めることにした。

規制緩和通達 (RBI/2013-14/221) には、以下の条件が記載されている。

「 ECB の出し手が外国の株主であり、最低平均貸出期間が7年以上。認可ルートでの申請とする。」

1. ECB の出し手は、借り手の株式の25%以上を直接保有していること。
2. 当該 ECB は既存の ECB ガイドラインに定められた目的以外には使用されないこと。
(インド国内のグループ会社、孫会社への転貸は不可)
3. 当該 ECB の返済は、最低平均貸出期間である7年の期間終了後に開始されること(約定弁済含む)。貸出期間完了前の返済は認められない。

当該通達の発出により、従来、実質的に設備資金に限定されていた ECB が、今後は条件付きながら運転資金にも活用できる可能性が出てきている (「general corporate purpose」の定義は明確なものがないが、インド中銀からは運転資金(working capital)への利用は可能との口頭確認を取得)

但し、実際の運用など詳細については引き続き不明確な部分もあり、**資金使途を明確にした上で、インド中銀に個別判断を仰ぐ必要がある(認可ルート)**。インド法人で ECB による運転資金借り入れニーズがある場合には、**まずは弊行お取引店にご相談頂きたい。**

通達の原文は、以下の通り。

RBI/2013-14/221

A.P. (DIR Series) Circular No.31

September 04, 2013

To

All Authorised Dealer Category-I Banks

Madam / Sir,

External Commercial Borrowings (ECB) from the foreign equity holder

Attention of Authorized Dealer Category-I (AD Category-I) banks is invited to the [A.P. \(DIR Series\) Circular No. 5 dated August 1, 2005](#), as amended from time to time, relating to the External Commercial Borrowings (ECB).

2. As per the extant ECB policy, borrowings in the form of ECB cannot be utilized for general corporate purpose.

3 On a review, it has been decided to permit eligible borrowers to avail of ECB under the approval route from their foreign equity holder company with minimum average maturity of 7 years for general corporate purposes subject to the following conditions:

- i. Minimum paid-up equity of 25 per cent should be held directly by the lender;
- ii. Such ECBs would not be used for any purpose not permitted under extant the ECB guidelines (including on-lending to their group companies / step-down subsidiaries in India); and
- iii. Repayment of the principal shall commence only after completion of minimum average maturity of 7 years. No prepayment will be allowed before maturity.

4. The above modifications to the ECB guidelines will come into force with immediate effect. All other aspects of extant ECB guidelines shall remain unchanged.

5 A.D. Category-I banks may bring the contents of this circular to the notice of their constituents and customers.

6. The directions contained in this circular have been issued under sections 10(4) and 11(1) of the Foreign Exchange Management Act, 1999 (42 of 1999) and are without prejudice to permissions / approvals, if any, required under any other law.

Yours faithfully,

(Rudra Narayan Kar)

Chief General Manager-in-Charge

【中銀通達のリンク】RBI/2013-14/221

<http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=8370&Mode=0>

レポート作成

国際業務部 北村広明

E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。